ニュージーランド第2・3回合併審査　報告前質問事項　（JD仮訳）

2018年3月 障害者権利委員会

CRPD/C/NZL/QPR/2-3

List of issues prior to submission of the combined second and third periodic reports of New Zealand\*

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

＊　委員会第19会期（2018年2月14日―3月9日）に採択。

**A. 目的と一般的義務（第1～4条）**

1. すべての法律を条約に適合させるための法改正、および条約を実施するためにとられた公共政策上の措置に関する重要な進展があれば教えてください。

2. ニュージーランド障害戦略2016-2026およびその他の条約実施のための措置の下で、締約国がどのように行動を調整し、促進しているかについての情報（この戦略に使われた資源量、その実施責任をもつ機関、達成された成果、およびその影響を評価・監視するプロセスを含む）を提供してください。

3. 締約国が障害のある人を代表する組織を通じて障害のある人と障害者政策の改革について協議したかどうかを示してください。

4. 締約国は、障害のある人を代表する組織を通じて障害のある人と協力し、特に多重的・交差的形態の差別に直面している障害のある人が条約の実施及び監視に完全かつ効果的に参加することを確保するための仕組みと財源を確立しているかどうかを明らかにしてください。

**B. 具体的な権利（第 5 ～30 条）**

**平等及び無差別 (第5条)**

5.　以下の情報を提供してください。

(a）締約国における差別禁止の枠組みが障害を理由としたあらゆる形態の差別をカバーするために取られた措置。ここでの差別には合理的配慮の拒否、障害のある人の関係者であることによる差別、および障害のある子ども、女性、移民、難民、亡命希望者、マオリ及び太平洋地域の人そして障害のあるレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックスの人が直面する多重的及び交差的な差別が含まれる。

(b) 性別、年齢、特定された障壁、差別が生じた部門別に集計された、障害を理由とする差別の申し立ての数と割合、および補償を含む有効な救済と回復に関する統計。

(c) 条約第2条の定義に準拠して、1993年人権法に合理的配慮（機能障害の種類を問わずすべての障害のある人に対する、生活のあらゆる分野における合理的配慮を含む）の明確な定義を導入するための取り組みの進捗状況。また、公共部門および民間部門において合理的配慮が提供されることを確実にするためにとられた措置の進捗状況。

(d) 介護するすべての家族が他の介護者と同じ基準で補助金を受給できるようにし、また、国の家族ケア政策に関する差別への苦情を申し立てる権利を保証することを目的として、国の家族ケア補助政策の受給資格基準を見直し､2000年ニュージーランド公衆衛生・障害法第4部Aを改正するためにとられた措置。また､家族ケア補助政策の実施と障害のある人の権利へのその影響に関する国の評価についても報告してください｡

(e) マオリ及び太平洋地域の障害のある人の社会経済的不利益を軽減することを目的とした具体的な事業。マオリおよび太平洋地域の障害のある人の貧困に内在する原因に対処するために取られた措置を示してください｡

(f) 心理社会的および/または知的障害のあるすべての人が､特に教育と健康の観点から､確実に発見され、支援され、配慮されるようにするために取られた措置｡

**障害のある女性 (第6条)**

6.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害関係法・政策にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー関係法・政策に障害のある人の権利の視点を盛り込むために取られた措置。

(b) 生活のあらゆる分野における、障害のある女性に対する交差的、複合的な差別。

(c) 施設や家庭内を含め、障害のある女性に対するあらゆる形態のジェンダー暴力を防止し、認識し、それらに対処するために取られた措置、および障害のある女性の性と生殖に関する健康上の権利の行使に関する措置。また性的虐待を含む暴力を経験したり、もしくはその危険にさらされている障害のある女性を支援する予算とその他の措置の情報を提供してください。

(d) 障害のある女性が政策決定機関に参加し、教育、健康、雇用、社会的保障措置へのアクセスを確保するための戦略。マオリおよび太平洋地域の障害のある女性を含む、障害のある女性および少女を代表するいくつの組織が、これらのプログラムに関与しているかを示してください。

**障害のある児童 (第7条)**

7.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害のあるすべての子どもの意見、選択、見解が、子どもに影響を与える意思決定プロセスにおいて、その年齢と成熟度にふさわしい影響力を持つようにするために取られた措置。

(b) 子ども一般に適用される法律、政策、事業、サービス基準、運営手順、遵守の枠組みに条約を組み入れることにより、障害のある子どもの権利を促進し、保護するための戦略。

(c) 障害のある子どもとその家族が、ケア・保護制度の下での支援を含め、適切な支援を受け、地域社会に根ざしたサービスを利用できるようにするために、脆弱児童省およびあらゆる分野で取られた措置。

(d)ヘンウッド判事報告(2015年)及びドナルド・ビーズリー研究所報告(2017年)の結論と勧告以降、国のケア施設における虐待を防止し、苦情に対応し、国のケア施設において長年にわたって行われていた虐待の被害者に救済措置を提供するために取られた措置。また、医療施設を含むケア施設における虐待や拷問の申し立てに関連して実施された刑事調査について委員会に報告してください。

(e) 障害のある子どもが虐待の可能性のある里親に預けられることを防ぐために取られた措置（里親の強制的な審査手続きを通じて）。

**意識の向上 (第8条)**

8.　以下の情報を提供してください。

(a) サイバー空間を含む生活のあらゆる分野で、障害のある人に対するスティグマ、固定観念、偏見、否定的な態度、いじめ、ヘイトクライム、ヘイトスピーチ、差別的な言葉を撲滅させるために実施された公私の関係者を対象とした措置。

(b) キャンペーンを含む啓発戦略におけるメディアの関与

(c) 障害のある人の命には他の人と同等の価値があるという理解を促進し、将来にわたって維持し、また、障害のある人は「生きる価値がない」という考えを広めようとする動きを根絶し、否定するために取られた措置。

**施設及びサービス等の利用しやすさ (第9条)**

9.　以下の情報を提供してください。

(a) すべての公共建築物を完全にアクセシブルにするとともに、そのような建築物が確実に独立した監査・検証の対象とされるようにするために取られた措置。

(b) 2004年建築法および建築コードの下で、現在、適用除外されている従業員10人未満の工場および工業用地を、これらの建築法および建築コードの対象に含める取り組みの進捗状況。

(c) 持続可能な開発目標のターゲット11.7に沿って、また障害のある女性、子ども、高齢者が直面する特定の障壁を考慮した、障害のある人のための安全でインクルーシブ、かつアクセスしやすい緑地や公共空間を普遍的に実現するために取られた措置。

(d) 公共サービスを提供するすべてのレベルの当局によって、ユニバーサルデザインの概念の広範な適用が裏付けられるようにするための措置。

(e) 車いすで利用できるバスとタクシーの数

(f) 公共交通機関の電子切符と旅行・時刻表情報をアクセシブルにするための措置

**危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)**

10. 　災害リスク軽減仙台フレームワーク2015-2030に沿って、災害リスク軽減の計画や戦略が、あらゆるリスクの状況において、障害のある人にアクセシビリティとインクルージョンを明確に提供できるようにするために取られた措置について、情報を提供してください。

**法律の前にひとしく認められる権利(第12条)**

11. 　以下の情報を提供してください。

(a) 法の前の平等な承認に関する委員会の一般的意見第1号（2014年）と整合する形で、本人の自律、意志及び好みを尊重し、個々人のインフォームド・コンセントを付与したり撤回する権利を含め、条約第12条に完全に一致して、支援付き意思決定に関する関連法を改正するために取られた措置。

(b) すべての障害のある人（特に心理社会的及び／又は知的障害のある人）が法的能力を行使し、その経済的な問題を管理するために、柔軟で個別的な支援が利用可能であり、かつ、手頃な価格で提供されることを確保するために取られた措置。

(c) この条約の批准後に認定された後見人、禁治産者又は保佐人の数、及び法的能力を回復した障害のある人の数。

**司法手続の利用の機会(第13条)**

12. 　以下の情報を提供してください。

(a) 適切な法的支援が利用可能であり、そのプロセスがすべての請求者に完全にアクセシブルで、その仕組みが人権に基づくアプローチを確実に踏まえるようにするための、事故補償公社(ACC)による補償の評価プロセスを見直す措置。

(b) 特に経済的資源に恵まれない障害のある人やまだ施設に収容されている障害のある人が司法的救済に完全にアクセスできるようにするために、証拠の採用に柔軟なアプローチをとり、無料の法的支援を提供することを目的として、裁判所がとった措置。

c）少年司法制度における心理社会的及び／又は知的障害のある若者の出現率に関するデータを収集するために取られた措置。また、そのデータがどのように実務に反映されているかを示してください。

d）様々な障害者団体と協力して、司法研究所が、障害者権利条約および締約国の裁判所及び法廷に出頭する障害のある人の権利に関する研修プログラムを実施するために取られた措置。

**身体の自由及び安全(第14条)**

13. 　以下の情報を提供してください。

(a) 条約に従って、すべての精神保健サービスが関係者の自由意思によるインフォームド・コンセントに基づいて確実に提供されるようにするために取られた措置。

(b) 1992 年精神保健（強制評価治療）法を条約に沿ったものにするために取られた措置、および、自殺および／または薬物依存症が生ずる危険性を含む、機能障害および自身または他者に対する推定される危険性に基づく恣意的な自由の剥奪を防ぐために取られた措置。

(c) 障害のある人が自由の剥奪の適法性の評価を求めるために利用可能な法的救済手段、及び不法に自由を奪われた障害のある人の退院を促進するための措置。

(d) 刑事司法制度の見直しの結果。および刑事手続が、自由の剥奪が可能な限り適用されるべきではないことを含め、障害のない人に適用されるすべての安全措置及び保証を尊重することを確保するために取られた措置。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(第15条)**

14. 　以下について委員会に報告してください。

(a) 特に医療施設において、隔離、拘束、拘禁、夜間安全命令、拘束ベッド、不同意の治療の使用をなくすために取られた法的措置。

(b) 刑務所における障害のある人の精神的健康に関する統計、データ及び証拠（治療及び計画にどのように証拠が利用されているかを説明するもの）、および刑務所における精神保健サービスに関して保健・矯正サービス省がとった措置。

(c) 家庭、居住施設、その他障害のある人が自由を奪われる可能性のある場所を監視するためにとられた措置、および、虐待や拷問の調査、被害者への補償、賠償、リハビリテーションに関する年齢、性別、その他の関連要因別に集計された統計。

(d) ニュージーランド教育審査局に、定期的な審査プロセスの一環として、個々の学校で隔離・分離が行われているかどうかを具体的に報告することを義務付ける措置。

(e) 2017年に可決された1999年の教育法改正案を施行するために取られた措置。とくに学校での障害のある子どもの身体拘束や隔離を禁止するための措置、およびこのような法律に関連して、障害のある子どもと一緒に働いている教師や職員へのキャンペーンを含む啓発戦略に関する措置、および新しい規定の範囲に関する障害のある子どもへのアクセシブルな形式での情報提供に関する措置。

**搾取、暴力及び虐待からの自由(第16条)**

15. 　以下の情報を提供してください。

(a) あらゆる環境におけるすべての障害のある人（特に心理社会的及び／又は知的障害のある人及び障害のある女性に留意しつつ）に対する、搾取、傷害、暴力及び虐待（制度的及び歴史的な虐待を含む）からの自由を確保し、強化するために取られた措置（アクセスしやすい監視、苦情及び救済メカニズムの確立を含む）。

(b) 家庭内暴力に関連する法律、政策、慣行が、暴力、搾取、虐待の危険にさらされている障害のある人を確実に対象とするための措置。

(c) 施設その他の環境で暴力や虐待にさらされた障害のある人、特に心理社会的及び／又は知的障害のある人に、適切なカウンセリングを提供するために取られた措置

**個人をそのままの状態で保護すること(第17条)**

16.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害のある子どもに特に留意しながら、強制的な不妊手術、性器切除及びインターセックスの転換手術を含む、障害のある人に対する同意のない治療を禁止し、防止する法律を制定するために取られた措置。

(b) 締約国におけるアシュリー治療又は成長抑制処置の実施、並びにこれらの処置の現在の法的及び政策的枠組み

**移動の自由及び国籍についての権利(第18条)**

17. 　以下の情報を提供してください。

(a) 機能障害を理由としたニュージーランドでの居住権の拒否を減らすために取られた措置。その決定への不服申し立て、および過去5年間の成功または失敗した決定。

(b) 入国管理政策及びその手続きにおける障害のある人への差別を減らすために取られた措置及び計画されている措置。

**自立した生活及び地域社会への包容(第19条)**

18. 　以下の情報を提供してください。

(a) すべての障害のある人が自立して生活し、地域社会に確実に包容されるようにするための、自立生活モデル及び「生活改善実現」事業の適用を拡大する措置及びそれらに投資された資源。

(b) 障害のある人の地域社会へのインクルージョンを確保する上での地域移行戦略の影響について、障害のある人を代表する団体（心理社会的及び／又は知的障害のある人の団体を含む）と協議するための措置

(c）年齢、性別、民族的背景に応じた、自立生活と地域社会へのインクルージョンを支援する措置と資源（パーソナルアシスタント、ピア仲間による助言を含む）

(d) すべての住宅部門において、すべての障害のある人にとって手ごろな価格のアクセシブルな住宅を確保するために割り当てられた戦略と資源。および住宅プロジェクトの開発における民間建設業者のアクセシビリティに関する法的要件と義務。

(e) すべての障害のある人にとってのコミュニティサービスへのアクセスを強化するための戦略、および実際のアクセシビリティに関する定期的な評価。

(f) 社会はインクルーシブで対応力があると主観的に考えている障害のある人の割合、およびそのことに関する客観的なデータ。(性別、年齢、民族、障害、その他多様性とばらつきの理解を高めることに資するようにあらゆる次元で集計)

**個人の移動を容易にすること(第20条)**

19.　以下の情報を提供してください。

(a) すべての障害のある人とその家族の生活のあらゆる分野において、個人の移動を容易にするために取られた措置（合理的配慮の提供や環境の改変を含む）。

(b) 障害のある人及びその家族が必要な個人の移動補助具、装置その他の支援機器を利用できるようにする措置（移動を提供するためのツールとしての公的調達を可能にする規則を含む）。

(c) 機能障害やケガの場合に障害のある人が事故補償公社に平等にアクセスできるようにするための措置。障害のある人にとっての移動装置へのアクセスを、地方レベルで一般化して容易にすることができるようにするための措置。および、機能障害の発生原因にかかわらず、すべての障害のある人の生活の質を確保するための措置。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第21条)**

20. 　以下についての進捗状況を示してください。

(a) 手話言語通訳者の十分な数の養成と雇用のための資金を増やし、教育や文化活動を含む生活のあらゆる面でのニュージーランド手話言語の使用を増やすこと。

(b) マオリ及び太平洋地域の障害のある人、特に聴覚及び視覚障害を持つ人々のために、あらゆる分野で情報へのアクセシビリティを確保するための資金配分。

(c) 情報へのアクセシビリティを法的拘束力のあるものにするための計画

(d) 障害のある人が、テレビ番組、ウェブサイト、アプリ、タッチパネル機器、その他のデジタル製品及びサービスを含め、点字、分かりやすい版、音声説明、字幕等のアクセシブルな情報及びコミュニケーションの様式、手段及び形式を通じて、障害のある人の要求及び好みに応じて情報にアクセスし、意見を表明できるようにするための取り組み

(e) ウェブ・アクセシビリティ基準を完全には満たしていない法人や団体が、それを満たすことができるようにするための措置。

(f) 支援機器に対応した公共調達と投資の措置および戦略

**家庭及び家族の尊重(第23条)**

21.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害のある子どもが家庭外養育に置かれる際に、他の子どもと同様の保護措置を受けられるようにするために、1989年子ども・青少年・家族法および2014年脆弱な子ども法の2つの法律を再検討するためにとられた措置。

(b) 障害のある人が他の養子縁組希望者と対等に扱われるようにするための、1955年養子縁組法第8条を廃止し、改正するための措置。

(c) 医師やその他の医療専門家が、障害、特にダウン症について出生前検査で陽性の結果を受けた人々に完全な情報をありのままに提供することを保証するための措置と法的・政策的要件

**教育（第24条）**

22. 　以下のために取られた措置について情報を提供してください。

(a) インクルーシブ教育を受ける実現可能な権利を確立すること。

(b) インクルーシブ教育の原則が、法律から教員の研修、現任支援や指導、教育委員会による学年の作業計画や予算編成に至るまで、教育システムのすべてのレベルに組み込まれ、実際に活用されること。

(c) 初等・中等教育におけるインクルーシブ教育のための、完全なアクセシビリティ、合理的配慮の提供、改善および支援（あらゆる教育レベルの子どもの心理社会的および／または知的障害を含めた教員研修プログラムを含む）を確保するための資金を増やすこと。

(d) すべての障害のある人、特に心理社会的及び／又は知的障害のある人のために、高等教育施設及びコースのアクセス、並びに高等教育への入学率を向上させること。

(e）いじめ防止プログラムを実施し、いじめの被害を受けた子どもを救済すること。

(f) 持続可能な開発目標のターゲット4.5に準拠して、教育の男女格差を解消し、障害のある人、および多重的で交差的な形態の脆弱性を持つ人（マオリ族や太平洋民族や脆弱な状況にある子どもなど）の、すべてのレベルの教育及び職業訓練への平等なアクセスを確保すること。

**健康（第25条）**

23. 　以下の情報を提供してください。

(a) 専門家のサービスを必要とする健康状態から生じている障害のある人を含め、すべての障害のある人が十分な医療を受けられるようにするために取られた措置。

(b) マオリおよび太平洋地域の障害のある人のうち、貧困と不利益のために障害の出現率が高くなっている人々の健康状態を向上させるために取られた措置。

(c) 国の保健の優先事項の中に認知症及びその他の認知機能低下の人々を含めるために取られた措置

**ハビリテーション及びリハビリテーション（第26条）**

24. 　障害のある人のためのハビリテーション及びリハビリテーションサービスを、確実に障害の人権モデルに基づいたものにする措置について、以下の点を含めて情報を提供してください。

(a) 障害のある人が最大限の自立、完全な身体的、精神的、社会的、職業的能力を獲得し、維持し、生活のあらゆる側面に完全に参加できるように設計・実施されていること。

(b) 障害のある人の自由意思による事前のインフォームド・コンセントに基づいて、提供されていること。

**労働と雇用 (第27条)**

25.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害のある人の雇用レベルを向上させ、雇用差別を減らすために取られた措置、特に障害のある女性、マオリおよび太平洋地域の人のための措置（年齢、性別および民族別に集計されたデータを含む）。

(b)保護作業所と障害者雇用での最低賃金免除許可の撤廃に向けた取り組み

(c) 年ごとに、また障害のある人とない人の間で比較可能な統計データで、失業、不完全雇用、多重雇用の状況、および現在いかなる教育、雇用、訓練にも不参加の人に関して、性別、年齢、民族、都市・農村、家族状況別に分類したもの（前回の報告以降の期間）。

**相当な生活水準及び社会的な保障(第28条)**

26. 　以下の情報を提供してください。

(a) ニュージーランド住宅公社（Housing New Zealand Corporation）、社会開発省、およびその他の関連するデータ源から得られる次のデータ。(i) 社会的住宅の申請資格、 (ii) 障害関連の住宅改造を申請している人の平均申請期間と中央値、 (iii) 障害関連の住宅改造を申請している人の数と割合、(iv) 過去5年間の住宅改造補助金の交付件数と交付金額（持ち家と民間賃貸住宅の内訳を含む）、(v) 前回の障害者権利委員会との対話以降、建設または障害関連の理由で改造されたニュージーランド住宅公社の住宅の数と割合。

(b) 貧困およびホームレス削減戦略の中で、障害のある人のための具体的な対策がどのように一般化されているか（障害のある女性、子ども、先住民族、および心理社会的および／または知的障害のある人に特に注意を払いながら）。また、障害者政策の中で貧困およびホームレス削減の領域がどのように一般化されているか。

**政治的及び公的活動への参加(第29条)**

27.　以下の情報を提供してください。

(a) 障害のある人が真に秘密に投票できるようにするために、アクセシブルな電子投票の導入に向けて取られたすべての措置。

(b) あらゆるレベルで、障害のある人が選挙に立候補し、当選し、公職に就き、公務を遂行できるようにするために採用された措置。

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(第30条)**

28. 　スポーツ施設、博物館、文化・自然遺産、障害のある人の文化的生活のための場でのアクセシビリティを向上させるために取られた措置に関する情報を提供してください。

**C. 特定の義務（第31～33条）**

**統計とデータ収集 (第31条)**

29. 　以下の情報を提供してください。

(a) 2018年国勢調査で収集された障害のある人の状況に関するデータの予備的分析（性別、年齢、民族、 障害、都市・農村を含む多面的な側面ごとに集計されたもの）。および2013年の障害者実態調査の結果および報告との比較（要約統計およびデータ表示を含む）。

(b) 2018年国勢調査に障害のある人に関する質問を含めることに向けたプロセス、および、2018年国勢調査で障害のある人に提供されたアクセシブルな様式に関する情報。

(c) 政府省庁、政府認可法人、地方自治体が公表する年次報告における障害のある人のデータの分類集計に向けた進捗状況

(d) 障害のある先住民に関するデータや情報の収集、データの分類集計、分析、普及のために取られた措置

(e) 測定ツール、特に施設入所者名簿及び精神科入院者名簿の設計に障害者団体が関与する仕組み

**国際協力（第32条）**

30. 　条約と持続可能な開発目標の効果的かつ包括的な実施のために考慮された、障害インクルーシブな開発政策と海外援助プログラムに関連する取り組みとその影響について情報を提供してください。

**国内における実施及び監視(第33条)**

31. 　監視プロセスで得られた成果を、特に「ニュージーランド障害戦略2016-2026」やその他の条約実施のための施策に反映させた具体的事例や今後の計画を示してください。

32.　以下の情報を提供してください。

(a) 条約の独立した監視の枠組みの任務と人的、財政的、技術的資源、および人権の保護と促進のための国家機関の地位に関する原則（パリ原則）がどの程度考慮されているか。

(b) 監視機構による評価の結果、及びそれらの結果が実践、特にプログラムの計画及び開発にどのように反映されているか。

(c) 条約の監視へのすべての障害のある人の団体の参加を促進するために独立した監視機構が割り当てた資金と、知的障害のある人の団体を含む障害のある人の団体がアクセスしやすくするための仕組み、方法論、情報。

(d) 独立監視枠組みの勧告及び／又は調査結果を受けて、障害のある人の権利に関する法律、政策及び慣行を実施し、又は改正するために国がとった措置。

**(翻訳：佐藤久夫、曽根原純)**